

## 江別市議会基本条例（案）に対する市民説明会の結果について

江別市議会基本条例（案）に対する市民説明会で、多数のご意見をいただきました。誠にありがとうございます。

ご意見に対する江別市議会の考え方をまとめましたので、公表いたします。

### 1 開催日時

大麻公民館	平成25年1月19日（土）19：00～
野幌公民館	平成25年1月23日（水）19：00～
中央公民館	平成25年1月27日（日）14：00～

### 2 参加者

大麻公民館	9人
野幌公民館	17人
中央公民館	11人
合計	37人

### 3 意見件数

81件

### 4 いただいたご意見と江別市議会の考え方

別紙のとおり

## ＜市民説明会ご意見に対する市議会の考え方＞

\* 1月下旬に3箇所で行われた議会基本条例の市民説明会で寄せられたご意見に対し、市議会の考え方をまとめたものです。会場で回答したものの外、会場での回答に加筆修正したもの、「ご意見として伺ったもの」に対する考え方を記載しています。

### (1) 条文または解説と直接関わらないと思われるもの

	市民説明会の意見内容	市議会の考え方
1	陳情についての議長の職権整理について ①江別市議会だけが行っているのか。 ②職権整理に関する規定を見直すべきでは。 ③憲法や地方自治法との関係はどうか。  <div style="text-align: right;">同趣旨の意見 外2件</div>	①陳情は、各市町村議会でそれぞれが基準を設けて取り扱っており、処理の仕方は一律ではありません。 ②江別市の場合、市民から提出された陳情は、しっかりと受け止め、議会の意思を決定していますが、議会運営委員会の申合せに基づき、例えば既に議論して一つの結論が出たものと同趣旨の陳情が提出された場合、客観的に情勢が変わっていなければ、議案として扱わず、議員等に配付することがあります。 ③会議規則や議会の運営ルールは、上位法を受けて定めていますが、課題があれば検討し見直しを行っていきます。
2	請願や陳情について ①趣旨採択とはどういう意味か。 ②趣旨採択が多い。それはなぜか。 ③「趣旨」を他の言葉にできないか。	①請願・陳情は、採択又は不採択のいずれかの判断を求められていますが、趣旨や内容は理解できるが、採択するまでに至らず、不採択するものでもない場合、趣旨採択という判断をすることがあります。趣旨採択は江別市議会に限らず、他議会でも例が見られます。 ②③採択か不採択か、という二者択一ではなく、提出者の願意を汲み取ろうとする議会の意思が含まれており、この言葉を用いています。
3	年4回発行の「議会だより」に、議決内容等の他に、議員の賛否についても掲載してはどうか。	これまでも議会改革小委員会で議論を重ねてきました。賛否の表明については、単に賛成、反対の結果のみを示すだけでは誤解を招く恐れがあるとの意見があるため、現段階では掲載しないこととしています。今後も検討が必要と考えています。

4	<p>定数・報酬について</p> <p>①定数や報酬についてよくわからない。広く周知する検討をして欲しい。</p> <p>②議員定数や報酬は現状のままでよいのか。活動に専念するためにふさわしい額を検討すべきでは。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨の意見 外1件</p>	<p>①市議会について、その活動概要や会議日程など、ホームページなどでお知らせしていますが、報酬など含めさらに様々な情報を伝えられるよう検討していきます。</p> <p>②定数や報酬は今後も検討していく必要があります。市民の皆さんの要望や今回の意見等を踏まえて議論していきます。</p>
5	<p>議会基本条例説明会について、市民だけでなく、政治やスポーツ・文化など市民の様々な団体の意見を聞く機会を設けてはどうか。</p>	<p>今回の説明会は、広く市民の皆さんの意見を伺うため、市内3ヶ所で開催させていただきました。ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>市民意見を聞いてもう一度練り上げて先進的な条例をつくって欲しい。</p>	<p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

(2) 条文または解説と直接関わると思われるもの

	市民説明会の意見内容	市議会の考え方
前文		
1	<p>①「市民との協働の下」を、市長を監視する立場にある議会が用いるのはふさわしくない。省いたほうが良いのでは。</p> <p>②解説の「住民参加の拡大」という表現を、前文にも明記して欲しい。</p> <p>③解説中「地方自治体の裁量権が広がる」を、「住民自治に根ざしたまちづくりにおいて」という表現に変えたほうが良いのでは。</p> <p>④解説中「情報公開」、「市民の市政への関心を高める」、「本来持っている・・・機能を十分発揮する」とされているが、これまで議会はどうだったのか。それについての過去の評価も含めて前文に書くべきでは。</p>	<p>①市民とともに協力して、市民福祉の向上と市政の発展を目指すという意味であり、執行機関を監視することと矛盾しないと考えます。</p> <p>②前文解説でも、住民参加の拡大を図ることを表明しており、ご意見を踏まえ、「<u>市民参加を推進し</u>」という文言を前文に加えます。</p> <p>③「裁量権が広がる」とは、地方自治法の改正などにより、法律から条例への委任事項などが増加してきたことを受けた表現ですが、住民自治に根ざしたまちづくりが必要であることから、ご意見を踏まえ、「<u>住民自治に根ざしたまちづくりが求められ</u>」という文言を前文に加えます。</p> <p>④ご指摘の部分は、これまでも議会活動として取り組んできましたが、さらに一層の充実が必要と考えています。本条例の目的はこれまで取り組んできたことも含め、議会や議員の活動原則を定め、市民の皆さんに示すことで、議会が目指すべき方向性を明らかにすることです。</p>
第2条（議会の活動原則）		
2	<p>札幌市の議会基本条例案と同様に、「議会は議会活動の成果をより高めるため他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るように努めるものとする」という条文を入れては。</p>	<p>他の自治体の議会との情報交換は、市民の意見などを的確に把握することと同様に取り組むべき事柄であると考えますので、ご意見を踏まえ、<u>第3条の議員の活動原則として、解説の中に加えます。</u></p>
3	<p>(2)「多様な意見や知見等を的確に把握」の後に、定期的に議会報告会を開く、などと具体的にいれてはどうか。</p>	<p>第5条第4項に、市民と情報や意見を交換する場を設けることを規定しています。具体的な方法については、議会運営委員会などで今後議論してまいります。</p>
4	<p>(4) 解説中、「市民が傍聴などの参加意欲がわくような」というのは抽象的表現で、なかなかよく伝わってこない。</p>	<p>議会で行った一例として、昨年委員会日程のホームページ上での公開や委員会傍聴者への資料配付があります。今後も議会基本条例に基づき取り組んでまいります。具体的な取組みは、ホームページなどを通してお知らせしていきます。</p>

5	<p>(5) ①「情報公開」を、「市民の参加意欲を高めるような情報公開」とすべきでは。</p> <p>②「説明する責任を果たすこと」を、「責任を果たすため意見交換会を開く」という表現に変えては。</p>	<p>①「情報公開」は、一つの目的に限定されるものでなく、市民への情報提供などさまざまな目的を持っています。</p> <p>②&lt;3&gt;で述べていますが、市民と情報や意見を交換する場を設けることを規定しています。具体的な方法については、議会運営委員会などで今後議論してまいります。</p>
第5条（市民参加及び市民との連携）		
6	<p>(2)「原則として公開」とあるが、公開を原則とする、としたほうが良いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨の意見 外1件</p>	<p>ご意見を検討しましたが、このままの表現といたします。</p>
7	<p>(3)「地方自治法に規定された制度等」とあるが、解説のように条文に入れたほうが良いのでは。</p>	<p>地方自治法の中には、公聴会や参考人制度の他にも、学識経験者による調査など、専門的な識見等を活用する方法があります。活用をこれらの制度に限定するものでなく、他にも状況に応じた様々な制度を活用するという意味での表現となっていますので、特に公聴会や参考人制度の説明を加えず、このままとさせていただきます。</p>
8	<p>(5) ①請願、陳情の扱いが違うが、陳情にも請願同様、意見陳述の機会を設けるべき。</p> <p>②請願をした者の意見を聴く機会を設ける、とあるが、原則としてという表現は不必要では。</p> <p>③請願及び陳情が政策提言というのはおかしい。請願権の保証が大事だ。</p> <p>④解説で、請願を一定の希望を述べる。陳情は、特定の事項について、利害関係を有する者が、となっているが、どういう意味か。請願陳情の差は、紹介議員の有無だけだが、それ以外に必要以上に制限を付けるものではないか。</p> <p style="text-align: right;">同趣旨の意見 外3件</p>	<p>①請願、陳情とも市民による政策提言との認識は同じです。提出者の意見を聞く場を設けることは、この条例で初めて規定するものであるため、まず請願から実施することで一致しました。陳情の意見陳述については、請願の取扱いを実施する中で、課題などを検証し、検討していきます。</p> <p>②請願者の意見を聴く機会については、ご意見を踏まえ、「<u>原則として</u>」という表現は、削除します。</p> <p>③請願・陳情を政策提言と位置付ける、とは、議員が市民から提出された請願・陳情を、きちんと受け止め、積極的に政策に結びつけていこうという趣旨です。</p> <p>④解説文にある請願・陳情についての説明は、誤解を招くことがあることから、<u>以下のとおり修正します。</u></p> <p>「請願や陳情は、市政等に対する市民の要望や希望を表明するもので、市民からの政策提言として受け止めます。請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利です。市議会では、議員の紹介があるものを「請願」、議員の紹介がないものを「陳情」として扱っています。提出者の意見を聴く場を設けることは、この条例で初めて規定するものなので、請願から実施することとしました」</p>

第8条（質疑及び質問）	
9	<p>第2項 反問権については、反問が拡大しすぎないようにチェックする文言を入れては。</p> <p>ご意見を踏まえ、反問をより具体的に規定するため、解説を「論点を整理し、要点を押さえた答弁を確保するため、<u>質問に対する根拠や議員の考え方に反問したり、</u>」と修正します。合わせて「<u>本会議</u>」を「<u>本会議又は委員会</u>」に修正します。</p>
第9条（議会への重要政策等の説明）	
10	<p>第1項①「重要な政策等」に、総合計画とか、事業費30億円以上とか具体的な表現を入れては。</p> <p>②「市長等が提案する重要な政策等」を、「市長が提案する政策等のうち重要なものについて」と変更しては。</p> <p>①重要な政策等の判断は、事業規模や特定の計画などに限定されるものでなく、事業規模はもちろん、他に市民生活への影響や将来計画など、様々な視点から検討し判断することとなります。</p> <p>②ご意見を検討しましたが、このままの表現といたします。</p>
11	<p>解説では、重要かどうか市長が判断となっているが、おかしいのでは。</p> <p>重要かどうか、の判断は市長とともに議会でも行いますので、ご意見を踏まえ、「<u>「重要な政策」の判断は、市長が行います。</u>」は、削除します。</p>
第11条（討議による合意形成）	
12	<p>①「合意形成を図る」について、議員は政治信条理念、政策理論を持っているので、議論は活発にしてもらいたいが、この表現は縛っていくという意味にとれるので再検討すべき。</p> <p>②政策の違いは各政党による。議論を尽くしても合意形成に至らない場合はどうするのか。そういう文言を入れては。</p> <p>③合意形成があるが、最終的には多数決で決まるということを、この条文から読み取れるか。</p> <p>④合意形成が議員の努めのようにになるとすると、小数意見を出しにくくなるのでは。</p> <p>⑤条文は文章化されると色々な解釈の余地を残すので、合意形成と入れると違った意見を言いづらい雰囲気になる可能性がある。文章は検討して欲しい。</p> <p>最初から合意形成を目指すものではありません。議論を通して意見の違いや一致点が明らかになるため、その議論の到達点として合意するよう努力するという意味を込めています。</p> <p>議論の過程で意見の違いが出るのは当然のことですが、少数意見を尊重しながら、議員相互間の自由な討議を重ねて、最終的に結論を導きます。議論の結果、修正事項が出ることも現実的にはあり得ると思います。</p> <p>条文の趣旨としては、合意形成を図ることを目指すという表現がふさわしいと考えますので、ご意見を総合的に勘案し、条文上では、「<u>その課題などについて共通理解を深めるため</u>」を追加し、「<u>合意形成を図るよう努めるものとする</u>」に、修正します。 また該当箇所の解説文も修正します。</p>
第12条（委員会の運営）	
13	<p>第2項 委員会でも、陳情者にも陳述機会を設けるべき。</p> <p>今後の課題として受け止めます。</p>
第18条（議員定数）	
14	<p>不断の見直しを行っていくことを条文中に盛り込んで欲しい。</p> <p>第18条だけでなく、第19条（議員報酬）も含めて、解説の中で、<u>不断の見直しをしていくことを加えます。</u></p>

第22条（見直し）	
15	<p>①見直しの頻度を、〇年に一度とか具体的に、定期的にすることを条文に盛り込んで欲しい。</p> <p>②この条例の改廃手続きについての規定が必要ではないか。</p>
	<p>①見直しについては、議員が各任期中にそれぞれ、この条例の目的が達成されているかどうか、市民の意見や、社会情勢等の変化等を勘案し、検討することが必要と考えられることから、ご意見を踏まえ、解説に「<u>任期を終えるまでに、</u>」という表現を加えます。</p> <p>②今後の検討課題として受け止めます。</p>

(3) 説明会会場での意見に対する回答

	市民説明会の意見内容	市議会の考え方
1	なぜ今議会基本条例をつくるのか。	地方分権が進む中、市民がまちづくりに参画するようになっており、自治基本条例も制定され、議会や市民から負託を受けている議員が何をすべきか考える必要があります。そのようなことから現在制定を目指しています。
2	大麻の説明会に参加したが、この議論はここではどのように反映されるのか。	パブリックコメントや市民説明会での意見に答えるだけでなく、その後条文を見直すべきか否か検討します。提起された意見を参考に、それを踏まえて検討します。その後、案として議会に提出する予定です。
3	基本条例と会議規則等との整合性・関連性は取れているのか。	整合性は取れています。今後見直す際にも、この条例を基本に、それに伴った形で他の条例等も見直していきます。
4	前文解説及び第1条中「市民の負託」を、自治基本条例では「信託」としているが、「信託」と「負託」の違いは。	議員は、市民から選挙により選ばれたという責任を自覚するため、この表現を用いています。市民は、議員に市政を信じて託すという意味で、信託、議員はその信託を受け責任を持って市政に参加するという意味で負託という表現を用いています。
5	第2条(2)中「市民等」の意味は。	より幅広い、大学の教授や専門家など必ずしも江別市に直接関係のない方の意見や知見も活用しようということで「市民等」としています。
6	第2条(3)中「市長等」の範疇は。その中に都市計画審議会などは含まれるのか。審議会に入る議員の数は多すぎるのでは。	市長等は自治基本条例と同じ範疇で、教育委員会等の行政委員会を含みます。審議会は市長の諮問・付属機関であり、市長という中に考えても支障はないと考えます。江別市では議員が審議会に参加するのは、法律上決められているものに限っています。
7	第2条(4)は、市民の傍聴、参加意欲を高める議会運営とあるが、具体的にどうするのか。	一例として昨年からは一般質問の一問一答や委員会資料の閲覧などを進めてきました。今後も取り組んでいきます。
8	第3条(1)中「議員間の自由な討議を重んじる」とは、具体的にはどんな形か。議案なども議員同士議論し、争点をおさえてから、市と質疑するなどして欲しい。	第5章にもありますが、議会は言論の府であり、議員同士の議論を深めることが大事という趣旨で盛り込んでいます。具体的な手法については今後協議していきます。
9	第4条会派で、会派の具体的な人数は何人か。	基本的には、複数の議員で構成すると考えます。



10	江別市議会にも会派があるが、会派内での活発な議論をし、一人ひとりがきちんと意見を持つべきではないか。	会派内において、努めていきます。
11	第5条(3) 地方自治法に規定された制度の内容は。	地方自治法の中には、公聴会や参考人制度の他にも、学識経験者による調査など、専門的な識見等を活用する方法があり、これらを念頭においています。
12	第5条(5) 請願陳情を政策提言としているが、単に要求とか必ずしも提言と言えないものもある。政策提言と言えないものは受けないということか。	政策提言以外は受理しないという趣旨ではなく、市民から提出されたものを積極的に政策にまで高めていかなければならないという意味です。他市の基本条例も同様の言い方をしている例があります。
13	第6条議会広報の、議会だよりの中で、どんな請願・陳情があったのか知らせるべきではないか。	現状でも、請願陳情がどのような結果になったのか、議決後の議会だよりに記載しています。
14	第10条委員会で、予算委員会は非常に重要であるが、これを常任委員会にすることはできないか。	北海道議会などでは、予算委を第1回定例会に設置して1年間通した形でやっています。議会運営上、どのような形が一番効果的か、様々な角度から検討していきます。
15	第11条中討議による合意形成は委員会についてだが、3条で議論をする旨あるので、委員会のみ合意形成に努めるのか。3条の議員の原則があれば、十分ではないか。	第3条にもありますが、委員会の活動という章で改めて問題点を鮮明にし、合意形成の促進、説明責任を果たす一助にしたいという思いを込めています。
16	第11条少数意見の尊重について、実情はどうなのか。	議案等の中身をチェックしながら議会の意思を出す責務を持っており、委員会で議論の結果、全会一致もあれば多数決もあります。委員長が本会議で少数者の意見も合わせて報告し、本会議で最終判断をしています。
17	第11条 少数意見はこれまでもあったと思うが、どのように扱われてきたか。	委員長が委員会の審査経過と結果を本会議で報告します。その際、少数意見も含めて報告しています。少数意見留保という形も取ることができます。
18	第11条解説中「少数意見を尊重しながら」とあるが、少数意見はどのように議論されたことになり、結果的に残るのか。	議論経過は会議録に残ります。また議会運営上、少数意見留保とあって、委員会の結果を本会議で報告する際に、少数意見を付することができ、過去にもその例があります。
19	第12条第1項「独自に調査研究」とあるが、議員が独自に調べることか、委員会で担当部署に資料を求めるとのことか。	両方含むという認識でいます。委員会の資料要求もありますし、視察等の調査など、政策形成能力を共有しています。同時に議員個々や会派でも、調査研究など日常的に努力しています。

20	第12条第2項公聴会を設けるなら、日時等の告知をどうするか。	公聴会は陳述人の公募など色々な手続きがあり一定の期間が必要です。その意味で事前の周知は可能と思います。
21	第12条第2項の公聴会、参考人と重複しているのか。	委員会のみを想定しているわけではありません。法改正により今後は本会議でも行えることになります。
22	第12条第2項参考人制度等の等とは。	自治法上の専門的事項に係る調査の規定など、必ずしも公聴会や参考人制度だけでなく、他の形で意見を聴く機会もあるため、等としました。
23	第12条第2項「等」とは何なのか。具体的に想定するものがないとだめだ。	現在3つの常任委員会による所管の事務調査などの活動は法制度で保障されていますが、それ以外に様々な分野の方の力を借りながら、政策についての努力をしていく、という意味で、市民の力を活用しようという原則を規定しています。
24	第12条第2項「等」の中には、請願陳情以外に住民が一人ひとり発言する場をつくるとか、そういう機会は含まれるか。	そういう想定はありません。市民説明会、意見交換会のようなものを想定しています。
25	これら（公聴会、参考人）を議会、委員会と分ける必要あるか。	幅広く議会と市民の関係で書いています。実際の運用では委員会でこのような制度として詳しく書いてあります。
26	第13条の政務調査費の支給額は。現在は透明性は確保されているのか。現在議員の研修費はどれくらいで、どんな方法で行われているか。海外視察はあるのか。	一人月額1万5千円です。報告書には全て領収書を添付し、市長へ報告しています。政務調査費の使途基準に研修が含まれている他、常任委員会で2年に1回、議会運営委員会でも2年に1回視察研修に行っています。海外研修は廃止しました。 注) 政務調査費は、平成25年3月1日から政務活動費となっています。
27	第13条政務調査費で、過去に不適切な使用はなかったか。	ありません。報告は領収書も添付し、透明性を確保しています。
28	第15条議会図書室は、市民に開放されているのか。	利用対象者は、議員、市職員となっています。
29	第16条議会事務局職員は何人いるのか。	現在8名います。
30	第17条政治倫理で、過去に不祥事を起こした議員はいるか。あればどう対応するのか。	知る限りありません。懲罰の形は会議規則で決まっています。
31	第22条「条例改正を含めて適切な措置を講ずる」とは、具体的には。	手続きなどの詳しい具体的なものは、今後定めていくことになります。

32	議会基本条例の内容は、憲法、地方自治法をきちんと反映しているか。 同趣旨の意見 外3件	この条例の内容で地方自治法などに反するものではありません。 申合せ事項も含め、他の法令と整合性を取っています。
----	--	--